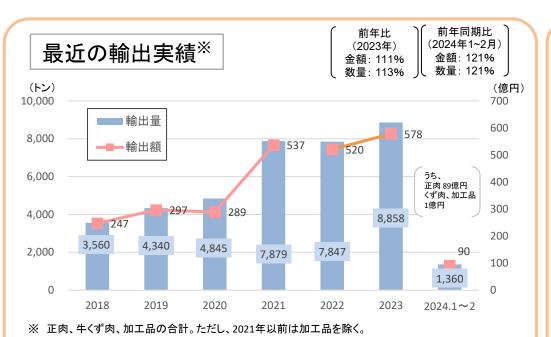
【資料1】

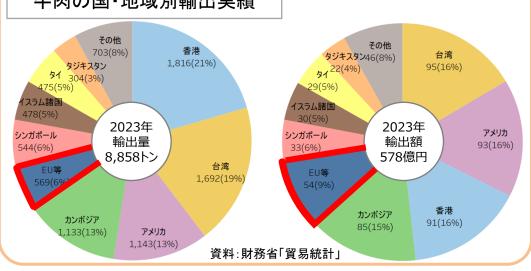
EU等向け輸出牛肉に係る 動物用医薬品規則の変更に伴う対応 ~概要及び関係者への御協力のお願い~

> 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課 2024年4月

牛肉の輸出について



牛肉の国・地域別輸出実績



2030年輸出目標:3,600億円 (2025年輸出目標:1,600億円)

- 輸出可能国・地域
 香港、台湾、シンガポール、タイ、ベトナム、
 米国、EU、英国、カナダ、オーストラリア、
 マレーシア、インドネシア、UAE、
 ロシア、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ等
- 輸出解禁協議中の国中国、韓国等

<輸出先国・地域別の施設認定状況>

(2024年3月28日現在)

	香港	台湾	米国	シンガポール	EU	タイ	マカオ
施設数	14	28	16	20	11	80	77

輸出拡大実行戦略に定める主な取組

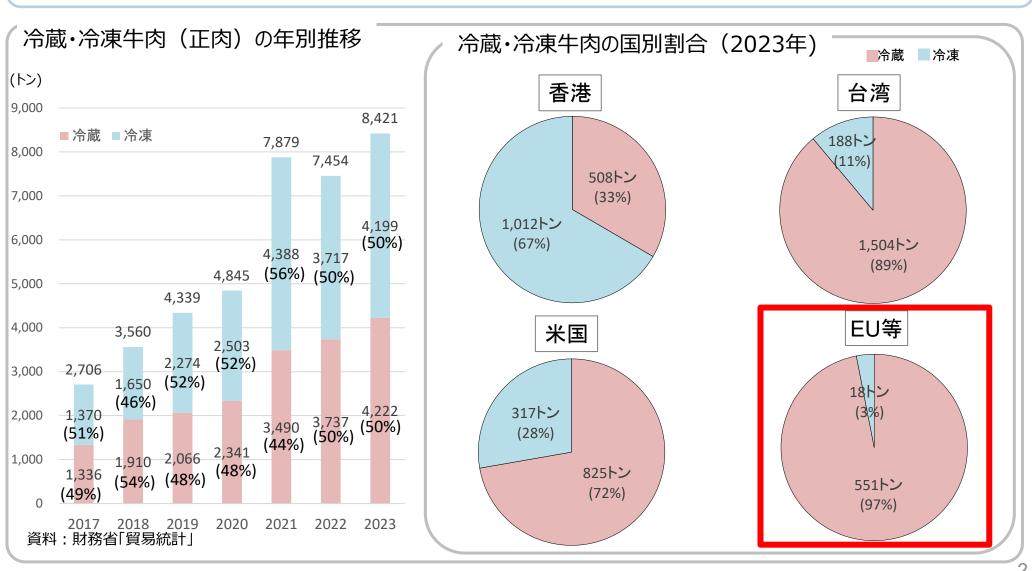
- オールジャパンでの和牛認知度向上に向けた、 日本畜産物輸出促進協会によるプロモーション
- 輸出先国の求める衛生基準に適合 した食肉処理施設の整備・認定迅速化
- 生産者・食肉処理施設・輸出事業者が 生産から輸出まで一貫して輸出促進を 図る「コンソーシアム」を産地で構築



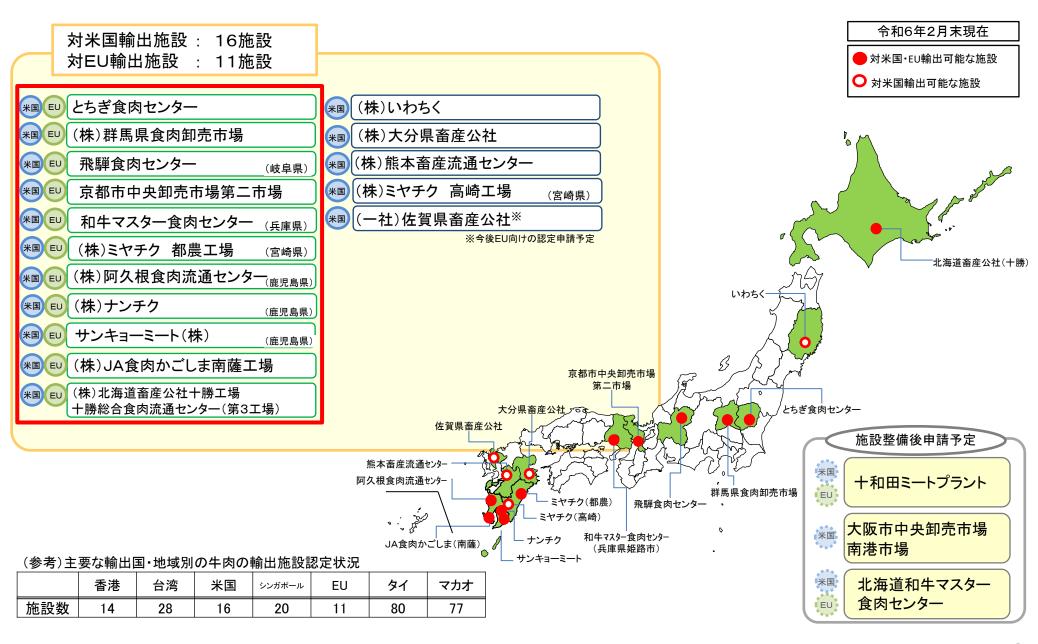
- スライス肉、小割肉、食肉加工品等の新たな品目の 輸出促進
- 〇 中国等向け輸出解禁協議の加速化

冷蔵・冷凍牛肉の輸出割合

- ・2023年の輸出量のうち、冷凍牛肉の割合は50%。
- ・カンボジア、香港等のアジア向けは冷凍の割合が高く、欧米向けは冷蔵の割合が高い傾向。



米国·EUに輸出対応可能な食肉処理施設(牛肉)の配置について



米国・EU・台湾向け牛肉輸出認定に必要な事項(一部抜粋)

	要求事項	ΕU	米国	台湾
施設基準	輸出可能な畜種以外の処理 施設との分離	要 (完全に区画)	要 (完全に区画)	要 (ゾーニング、時間区分管理等 も可能)
	懸垂放血(ドライランディ ングゾーンの設置)	要	要	_
	懸垂レールの高さ	放血: 4.9m以上 解体: 3.4m以上	放血:4.9m以上 解体:3.4m以上	_
衛生管理	HACCP方式の衛生管理	要	要	要
	食肉処理施設の室温	12℃以下	10℃以下 (15℃以下かつ5時間毎に器具 の洗浄消毒でも可)	15℃以下
	必須の微生物検査	一般生菌数 腸内細菌科菌群 サルモネラ	大腸菌 STEC (腸管出血性大腸菌) サルモネラ	_
	 残留物質モニタリング	要	要	_
アニマル ウェル	モニタリングの実施・記録	要	_	_
フェア	けい留中の給餌	 12時間以上で要	24時間以上で要	_
	 鼻環牽引	不可	不可	_
その他	フードチェーン情報管理	要	-	_

資料:「食肉輸出施設認定に関する手引書」((公財)食肉生産技術開発センター)

EUの新たな動物用医薬品規則の概要

- ・ 感染症治療薬である抗菌性物質の不適切な使用等により、抗菌性物質への耐性を獲得した細菌(薬剤耐性菌)が、近年、感染症対策上の重大な問題であるとして国際的に関心が高まっている。
- 2022年1月、EUは薬剤耐性菌対策を強化するため、EU域内へ輸入される畜水産物に対し、 生産時の抗菌性物質使用を制限する規則を制定。第三国に適用されるのは2026年9月3日。
- 本規則において、
 - ①人医療に使用が限定される抗菌剤リスト(※EUが制定しているリスト)に掲載されている動物用医薬品が使用されていない
 - ②成長促進目的での抗菌剤の投与を行っていないことが証明された畜水産物のみがEUへの輸入が認められることとなる旨が規定。



日本では、ホスホマイシンが、本規則による規制の対象となることから、EU及びノルウェー(以下「EU等」という。)向けに輸出される牛肉の由来となる牛において、出生からと畜までの間、ホスホマイシンが使用されていないことを確認・証明の上、輸出を行う必要。

(参考) ホスホマイシンとは?

- 家畜では主に子牛の肺炎・下痢症の治療薬として承認。
- 全国での販売量は、牛に販売される抗菌剤全体の0.2%(2022年実績)であり、代替薬及びワクチンも存在。このため、ホスホマイシンが使用できなくなることに対するEU等向け輸出牛肉関連農家への影響は限定的。

5

(参考)ホスホマイシンの代替薬一覧

1. ワクチン

	パスツレラ性肺炎	大腸菌性下痢症	サルモネラ症
	1製剤	3製剤	2 製剤
牛	("京都微研"キャトルバクト3)	("京都微研"牛下痢 5 種混合不活化 ワクチン、同II、牛用大腸菌ワクチ ン〔imocolibov®〕)	

2. 代替抗菌剤

① パスツレラ性肺炎:19成分

アモキシシリン アンピシリン ベンジルペニシリンプロカイン セファゾリン

セフキノム セフチオフル カナマイシン ガミスロマイシン

チルミコシン ツラスロマイシン オキシテトラサイクリン クロルテトラサイクリン

エンロフロキサシン オルビフロキサシン マルボフロキサシン ダノフロキサシン

フロルフェニコール チアンフェニコール スルファモノメトキシン/オルメトプリム

② 大腸菌性下痢症:13成分

アモキシシリン アンピシリン セファゾリン オキシテトラサイクリン

クロルテトラサイクリン オルビフロキサシン エンロフロキサシン オキソリン酸 ゲンタマイシン カナマイシン ストレプトマイシン ビコザマイシン

コリスチン

③ サルモネラ症:10成分

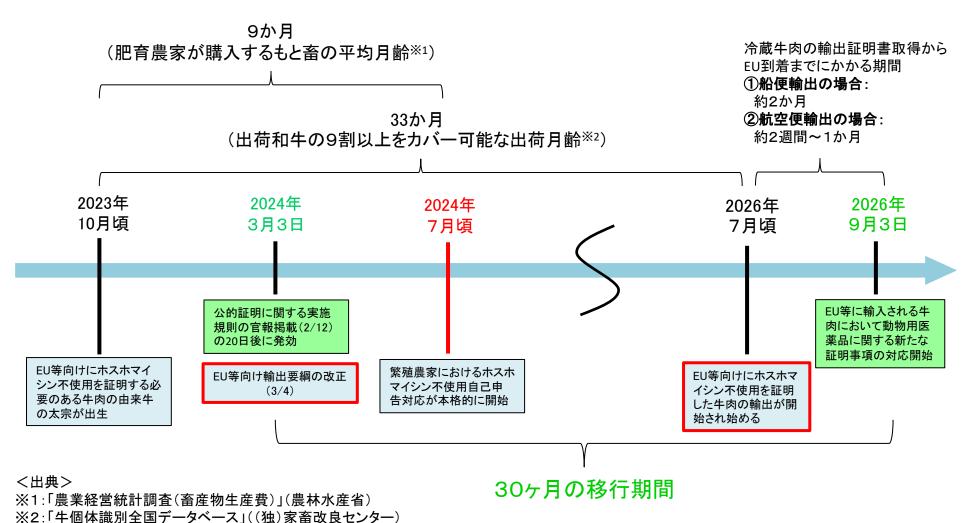
アンピシリン セファゾリン オキシテトラサイクリン クロルテトラサイクリン オキソリン酸 ゲンタマイシン カナマイシン ストレプトマイシン

イイノリン酸 イングマイイング カナマイング ストレントマイング ビコザマイシン コリスチン

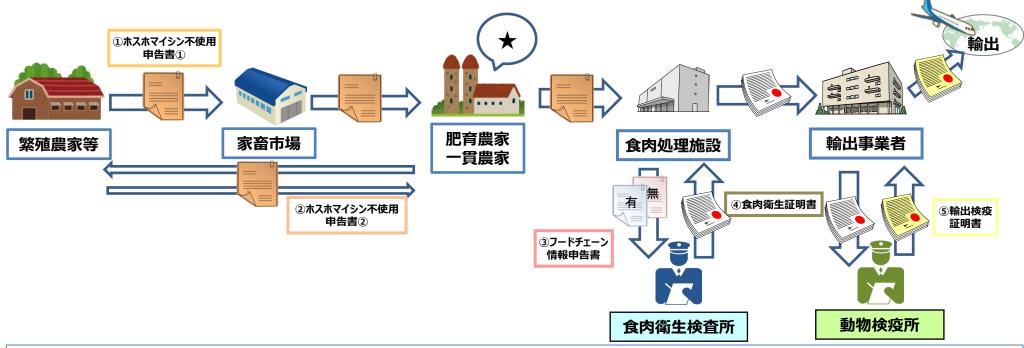
6

EUの新たな動物用医薬品規則への対応スケジュール

2026年7月頃以降にEU等に輸出される牛の一部は、既に繁殖農家で出生されているため、当該牛についてはホスホマイシン不使用申告が必要!!



EU等向け輸出スキームの変更点(輸出要綱の変更点)



- ○2024年3月4日に輸出要綱を改正。
- ○輸出要綱の改正内容は以下のとおり。
 - ①フードチェーン情報申告書において、ホスホマイシン使用歴の欄(あり/なし/未確認)を追加。
 - ②食肉衛生証明書において、フードチェーン情報申告書にホスホマイシンの使用歴がない旨が申告されているか否かのチェック欄を追加。
 - ③EU等向け輸出施設への出荷農家(★)は、自農場で出生・育成していない牛を E U向け牛肉候補牛として出荷する場合、当該牛が飼養された農場全てにおいてホスホマイシンが不使用であることを確認し、フードチェーン情報申告書の申請者に申告する旨を規定。

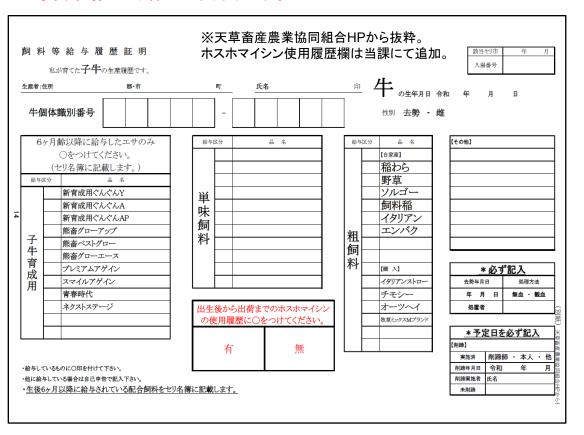
申請者はフードチェーン情報申告書において、当該牛がホスホマイシンを使用していない旨の申告欄にチェックする。

EU等向け輸出スキームの変更点(ホスホマイシンの不使用に係る根拠書類)

- ○様式は基本的に自由だが、各家畜市場等では様式、タイミングが異なるため繁殖農家は提出先と要相談。
- ○ホスホマイシン不使用申告書作成のタイミングは、特段制約なし。出荷する際に申告書が添付されていなかったとしても、後追いで申告書を作成し、出荷先農家に提出することも可。

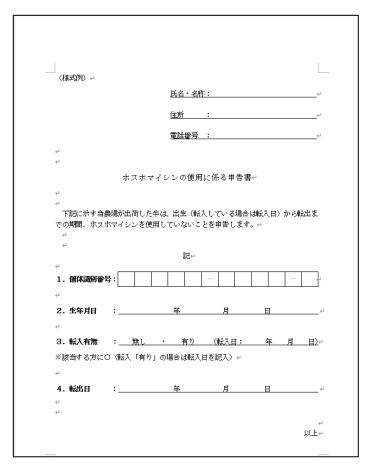
ホスホマイシン不使用申告書①

- ・一般的に家畜市場に提出している書類(飼料等の給餌履歴証明書等)に、ホスホマイシンを不使用であることを一筆申告した上で提出。
- ※家畜市場により様式は異なります。



ホスホマイシンの使用に係る申告書②

- ・農林水産省で作成した様式例を活用して申告。
- ※本様式で家畜市場へ申告しても差支えありません。



EU等向け輸出スキームの変更点(ホスホマイシンの不使用に係る根拠書類)

- ○フードチェーン情報申告書にホスホマイシン使用歴の欄を追加(赤枠)。
- ○2026年9月3日以降にEU等において通関される牛肉は、ホスホマイシンの使用歴がないことの申告が必要。なお、それより前に通関される牛肉については、ホスホマイシン使用歴の確認は必須ではないため、「未確認」又は「あり」にチェックいただいても輸出可能。

表

③フードチェーン情報申告書

裏

	殿		申請者 住所 氏名	その名称、所在	これ及び仕事者	- 年夕
	フ			情報申		N/A
EU等向け輸 また、当該牛は 行っています。				おり、フードチ 要件」を満たし		
認定と畜場等			-	产产農場		
名称: 所在地:			P	6称: 行在地: (表者氏名:		
認定と畜場等へ	の搬入予算	2日	生	(署名) 産農場からのと	出荷日	
個体識別番号	病歴	動物医薬	出生からと	診断目的で	備考	
		品の使用	畜までのホ スホマイシ	採取・分析された結果		りいにチェック は関連情報を
			ン使用歴(注)	CHOICHGAIC	をした場合は記載又は添作	
	口あり	□あり	□あり	口あり		
	□あり □なし	□あり □なし	□あり □なし	CHITCHIAN		
			□あり	口あり		
	ロなし	ロなし	□あり □なし □未確認 □あり □なし	□あり □なし		
	□なし	□なし	□あり □なし □未確認 □あり	□あり □なし		
	□なし □あり □なし	□なし □あり □なし	□あり □なせ □未確認 □あり □なし □未確認	□あり □なし		

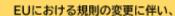
記

「輸送車両及び輸送方法の要件」

- 1 動物が脱走や落下しない構造である。
- 2 動物が係留されている場所を目視確認できる。
- 3 動物の排泄物、屑及び飼料の落下が防がれている又は最小限となっている。
- 4 動物の積み込み前に、農林水産大臣の承認を受けた消毒薬を用い、洗浄及び消毒されている。
- 5 直近3カ月以内に日本以外で飼養された牛と混合又は接触を防止する方法により輸送されている。

農家向けパンフレット

繁殖農家のみなさまへのお願い 🥢



出生からと畜されるまでの間、『ホスホマイシン』という抗菌剤が投与された牛は、 EU向けに輸出ができなくなります。このため家畜市場や肥育農家から

- ホスホマイシン』を使用していないことの確認
- 申告書(裏面)の提出
- を求められる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

ホスホマイシン不使用申告の対応の流れ

対応1

家畜市場 から求められるケース

家畜市場に子牛を出荷する際、 家畜市場からの求めがあった場合、 『ホスホマイシン』が使用された履 歴がないことを確認の上、申告書 (裏面)を提出。







当市場に牛を出荷する際に

ホスホマイシンの使用がな

いことを確認の上、申告書

を添付してください。

あなたの農家から購入したこの 牛について、ホスホマイシンの

使用がないことを確認の上、申

対応2

肥育農家 から求められるケース

相対取引や家畜市場における牛の 販売後、肥育農家からの求めが あった場合、『ホスホマイシン』が 使用された履歴がないことを確認 の上、申告書(裏面)を提出。



ホスホマイシンとは?

主に子牛の下痢症や肺炎の治療に用いられる抗菌剤であり、使用に当たっては獣医師の 処方箋又は指示が必要です。なお、本剤については代替薬が存在します。

①診療獣医師への使用履歴の確認、②自農場に保管している処方箋・指示書等の確認に より、ホスホマイシンが使用されていないことを確認の上、申告書(裏面)の提出のご 協力をお願いします。

酪農家のみなさまへのお願い //



EUにおける規則の変更に伴い、

出生からと奇されるまでの間、『ホスホマイシン』という抗菌剤が投与された牛は、 EU向けに輸出ができなくなります。このため家畜市場や肥育農家から

- ホスホマイシン』を使用していないことの確認
- 申告書(裏面)の提出
- を求められる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

ホスホマイシン不使用申告の対応の流れ

対応1

家畜市場 から求められるケース

家畜市場に子牛を出荷する際、 家畜市場からの求めがあった 場合、『ホスホマイシン』が使用 された履歴がないことを確認 の上、申告書(裏面)を提出。



当市場に牛を出荷する際にホスホ マイシンの使用がないことを確認 の上、申告書を添付してください。



対応2

子牛出荷先農家(育成農家等)から求められるケース

相対取引や家畜市場における 牛の販売後、子牛出荷先農家 からの求めがあった場合、『ホ スホマイシン」が使用された履 歴がないことを確認の上、申 告書(裏面)を提出。



あなたの農家から購入したこの牛について、 ホスホマイシンの使用がないことを確認の上、 申告書を提出してもらえますか。





ホスホマイシンとは?

主に子牛の下痢症や肺炎の治療に用いられる抗菌剤であり、使用に当たっては獣医師の 処方箋又は指示が必要です。なお、本剤については代替薬が存在します。

①診療獣医師への使用履歴の確認、②自農場に保管している処方箋・指示書等の確認に より、ホスホマイシンが使用されていないことを確認の上、申告書(裏面)の提出のご 協力をお願いします。

EU等向け輸出関係事業者のみなさまにお願いしたいこと

- ・繁殖農家においては初めての輸出対応になり、ホスホマイシンは獣医師の指示なしでは使用できない医薬品であることから、獣医師がホスホマイシンの使用有無を把握している場合もある。
- ・家畜市場の対応においては、EU等向けに輸出される牛はごく一部であり、市場に出荷される牛全てでホスホマイシン不使用の自己申告をさせることのデメリットが大きいことから、市場ごとに対応が 異なってくる見込み。
- ・これらの事情等を踏まえ、以下のことについて検討をお願いしたい。

(1)EU等向け輸出牛の調達先における対応の検討・調達ルートの整備

- ・EU等向けには出生してからと畜されるまでホスホマイシンが使用されていないことが確認できる牛肉しか輸出ができない。
- ・一貫農家であれば、ホスホマイシン不使用の確認が比較的簡便に済むと思料。また、繁殖農家におけるホスホマイシン不使用の自己申告対応について、上述の理由により特に対応開始当初はすべからく対応を行うことは困難である見込み。
- ★EU等向け輸出牛出荷農家とも相談の上、ホスホマイシン不使用証明が可能なルートを模索いただき、 2026年9月3日以降に通関する製品の輸出に向けてEU等向け輸出牛の調達をどのように行うかを整備願いたい。

(2)ホスホマイシン不使用対応の開始時期の検討・決定

・輸出事業者により輸送形態の違い等から日本から荷が出発するタイミングが異なること、更に肥育農家の子牛導入月齢や肥育期間が異なること、事業者により対応の準備に係る時間が異なること等が想定されることから、 一元的にホスホマイシン不使用申告の対応開始日を定めることが困難。

★EU等向け輸出牛出荷農家によるホスホマイシン不使用申告の開始時期について、輸出事業者及びEU向け認定と畜場において協議の上決定し、EU向け輸出牛出荷農家に周知願いたい。

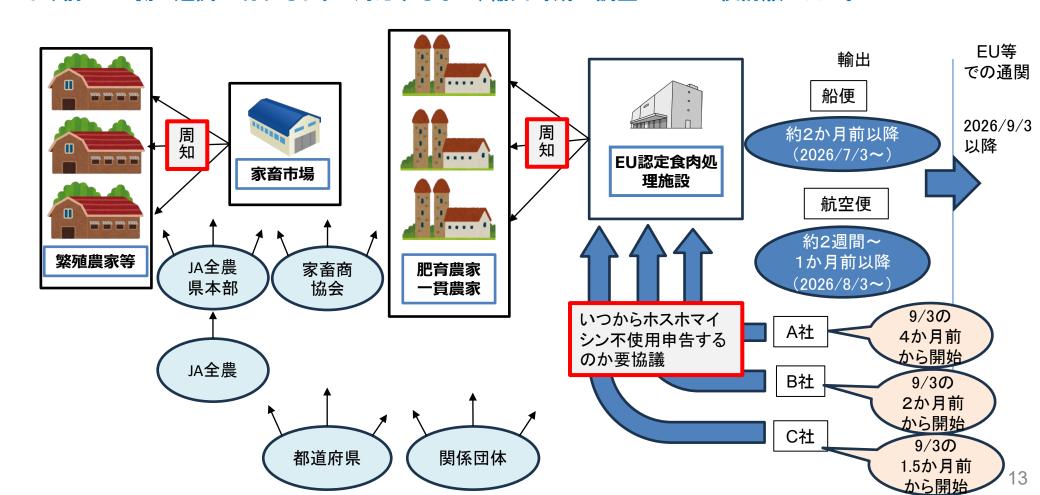
12

EU等向け輸出関係事業者のみなさまにお願いしたいこと

(3)冷凍品輸出の調整

・EU等向けに輸出される牛肉は、97%が冷蔵品、3%が冷凍品(2023年実績)と、冷蔵品が太宗を占めており、 冷凍品を輸出する場合、食肉衛生証明書発行後6~9か月程度保管ののち輸出するケースもある。

★冷凍品の輸出に合わせてホスホマイシン不使用申告対応を早期に開始することは、対応を行う関係者も多岐にわたり、困難である可能性が見込まれることから、冷凍品輸出は可能な限り規則適用日(2026年9月3日)より前にEU側で通関が切れるように対応するなど、輸出時期の調整について検討願いたい。



周知先•方法



<周知方法>

- ・説明会の実施
- ・輸出要綱の改正に合わせて通知文を発出
- ・農家向けパンフレットの 作成

農水省からの周知先

都道府県庁

<EU等向け輸出関係者> 日本畜産物輸出促進協会 EU等向け輸出事業者 EU等向け輸出認定施設

<家畜市場関係団体> -全国農業協同組合連合会 家畜商協会 家畜市場開設者

- < 獣医関係団体>日本獣医師会全国農業共済協会

一 <生産者団体>中央畜産会中央酪農会議全国酪農業協同組合連合会

── <その他> ── 動物用医薬品メーカー (ホスホマイシン製造メーカー) 更なる周知を依頼したい先

EU等向け輸出牛出荷農家 (肥育農家、一貫農家)

繁殖農家

各地域の家畜市場

各地域のNOSAI 各地域の獣医師会会員 大動物診療獣医師

限られた組織からの周知ではカバー される範囲が小さいため、 様々な組織・手段を通じて周知を実施 する必要。

良い周知の機会がございます場合は、 ぜひ当課からも説明を行いますので、 ご教示いただけますと幸いです。

【資料2】

EU向け輸出牛肉に係る動物用医薬品規則の変更に伴う対応

~ 食肉衛生証明書の発行 ~

厚生労働省 健康・生活衛生局 食品監視安全課

要綱改正の概要

英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱

改正日:2024年3月4日

主な改正内容:

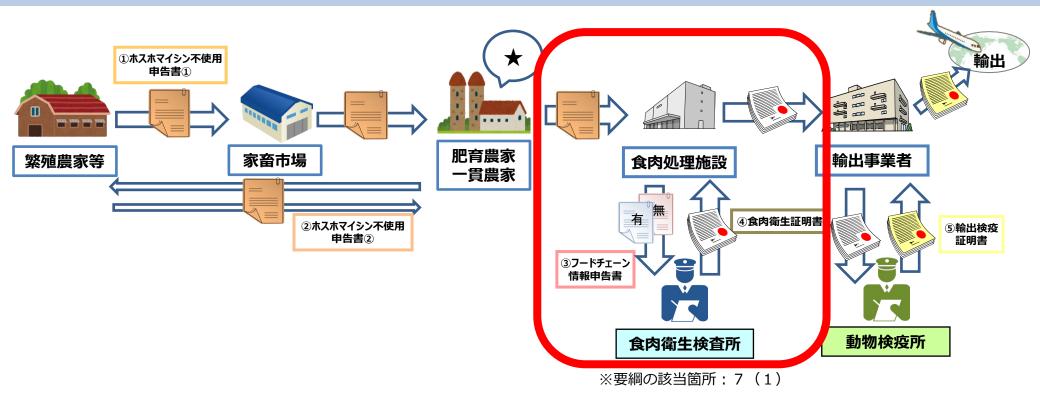
4 輸出要件

- (2) 生產農場
- ① E U 等向け輸出牛肉の由来する生産農場

カ 第三国からEUに輸入される動物又は動物由来製品に対し特定の抗菌剤の使用を禁止する委員会委任規則第 2023/905 号が適用される 2026 年 9 月 3 日以降にEU及びノルウェーにおいて通関される牛肉の由来する牛においては、同規則を遵守していること。特に、生まれてからと畜されるまでの間にホスホン酸誘導体(ホスホマイシンの水和物及び塩類を有効成分とする製剤。以下「ホスホマイシン」という。)を使用していないこと。

キ 認定と畜場等に、2026年9月3日以降にEU及びノルウェーにおいて通関される 予定の牛肉の由来する牛を出荷する場合、農場は、当該牛が飼養された農場全てにおけるホスホマイシンの使用有無について申告書等により確認の上、当該牛が生まれてから認定と畜場等に出荷されるまでの間のホスホマイシン使用歴について別紙様式6-1の申請者等に申告すること。

2026年9月3日以降にEU及びノルウェーを通関する牛肉の輸出スキームの変更点



<2026年9月3日以降にEU及びノルウェーを通関する牛肉について>

1. 食肉衛生検査所への検査申請

ホスホマイシン不使用申告書をもとにフードチェーン情報申告書を作成。また、食肉衛生証明書発行申請書の「フードチェーン情報申告書にホスホマイシンの使用歴がない旨が申告されている」ことのチェック欄に✓印を付し、食肉衛生証明書の発行を申請する。申請時にはフードチェーン情報申告書を添付する。

2. 食肉衛生証明書の発行

食肉衛生検査所は、ホスホマイシンの使用歴がない旨が申告されていることを確認し、食肉衛生証明書の証明事項 16)のチェック欄に**√**印を付して発行する

2026年9月3日以降にEU及びノルウェーを通関する牛肉の輸出スキームの変更点

1. 食肉衛生検査所への検査申請

別紙様式 6 - 1	
フードチェーン情報申告書(牛)	1頁目

(別報付款工, 6 — 1	ノートアエーン情報甲音音(牛))	年	月	日
都道府県知事 R健所設置市長	殿			

法人にあってはその名称、所在地及び代表者氏名

フードチェーン情報申告書

EU等向け輸出牛肉となる牛について、下記のとおり、フードチェーン情報を申告します。 また、当該牛は、下記の「輸送車両及び輸送方法の要件」を満たし、認定と畜場等まで輸送を 行っています。

l	認定と畜場等				生观	・ 農場	
名称:				名和	东:		
	所在地:					生地:	
l	771111111111111111111111111111111111111				,,,,,,		
l					173	長者氏名:	
L						(署名)	
l	認定と畜場等への	の搬入予定	E FI		生	重農場からのと	出荷日
l							
l							
t							
l	個体識別番号	病歴	動物医薬	出生からる	_	診断目的で	備考
l			品の使用	畜までのス		採取・分析	※左記にてありにチェック
l			HH- DOM	スホマイミ		された結果	をした場合は関連情報を
l				ン使用歴		CAUCHER	記載又は添付すること。
l		- to	- t			- t t	記載又は紛判すること。
l		口あり	口あり	□あり		□あり	
l		口なし	□なし	□なし		□なし	
l				□未確認		l	
l		口あり	□あり	口あり		□あり	
l		ロなし	ロなし	ロなし		ロなし	
l			2.20	□未確認			
l			- t		_	- to	
l		□あり	□あり	□あり		□あり	
l		□なし	口なし	□なし		□なし	
l				□未確認			
Γ	生産農場におけ	る関連情報	Ę.			,	-
ı							

(注) 2026年9月3日以降にEU及びノルウェーにおいて通関される牛肉については、出生からと畜までにホスホマイシンの使用歴がないことの申告が必要。

ホスホマイシンの 使用歴がない旨の ィを付して申請

2026年9月3日より前にEU 及びノルウェーを通関する場合

- ・別紙様式6-1におけるホス ホマイシン使用歴「なし」への チェックは必須でなく、「あ り」又は「未確認」も可
- ・別紙様式 7 1のチェック欄 への / は必須ではない

別紙様式7-1 食肉衛生証明書発行申請書様式(牛肉)2頁目

	食肉処理施設	認定番号		
		名称		_
		住所 (所在地)		_
		加工年月日		
	輸送温度	I	□冷蔵 □冷凍	
\	ロット番号/Batch No.			
1	合計梱包の数(数量・単	単位)		
	合計正味重量 (Net wei	ght)		Kg
	合計総重量 (Gross wei	ght)		Kg
	個体識別番号			6
	証明事項 ※2026年9月3日以降は 以及びノルウェーにおい 通関される牛肉についっ は、ホスホマイシンの他 歴がないことの申告が最 要。	CE 歴がない旨 いて で 更用	ーン情報申告書にホスホマイシンの使用 が申告されている。(※)	
•				

- 2 証明書の交付(受領場所)
- □ 郵送等による受領を希望
- □ 手交による受領を希望

2026年9月3日以降にEU及びノルウェーを通関する牛肉の輸出スキームの変更点

2. 食肉衛生証明書の発行

別紙様式7-3 食肉衛生証明書様式(牛肉)

別紙様式7-	3 食肉衛	生証明書様式	(生肉))

EU等向け牛肉衛生証明書

証明	書番	号	:
部	田田	н	

積荷の詳細

包装数	総重量及び実重量	牛の個体識別番号		
荷送人	荷送人住所・所在国(1	SO=- F)		
荷受人	荷受人住所・所在国(1	SOコード)		
バッチナンバー (ロットナンバー)				

II. 製品製造施設

施設名称	施設番号	所在地
(と畜場)		
(食肉処理施設)		

: 畜年月日	•	
4造年月日	:	

輸送温度: □冷蔵 □冷凍

以下の内容を証明します:

- 1) 牛肉を処理した施設は、一般衛生要求及び規則第852/2004号第5条に従ったHACCP指針に基づくプログラムを実行しており、当局による定期的な査察を受け、EU認定施設としてリストに掲載されている。
- 牛肉は規則第853/2004 号附則3セクション1に従って生産されたものである。
- 4) 牛肉は規則第2019/627号第8条から第19条、第24条、第29条、第30条、第33条から第35条まで、第37条及び第38条並びに規則第2019/624号第3条から第5条まで、第7条及び第8条に従った生体検査及びとさつ後検査を通じて、人の消費に適するものとみなされたものである。
- 4) 牛肉の包装には規則第853/2004号附則2セクション1に従って識別マークが押されている。
- 5) 牛肉は食品の微生物学的基準に関する規則第2073/2005号に定められた関連基準を満たしてい
- 6) 指令第 96/23/EC 号、特に同指令第 29 条に従って提出された残留物質モニタリング計画による生体牛及び牛由来製品に関する保証が履行され、委員会決定第 2011/163 号において、日本 ホスホマイシンの使用歴がない ホスホマイシンの使用歴がない
- 7) 牛肉は規則第396/2005号の農薬の最大残留基準値及び規則第1881/2006号の汚染物質基準値を満たす要件で製造されている。
- 8) 牛肉は規則第853/2004 号附則3セクション1及び5の関連要件に従って保管及び輸
- 9) 牛肉は機械的回収肉を含まず、原料としていない。
- 10) 牛肉は日本において生まれ、継続して飼養され、と畜された牛、又はと畜前から起 日本において飼養され、日本においてと畜された牛から生産されたものである。
- 11) 牛肉はと畜場においてとさつ前24時間以内に生体検査に合格し、特に牛疫及び口蹄疫に罹患している兆候がない動物から生産されたものである。
- 12) 牛肉は上記の証明事項を満たさない食肉と接触することなく取扱われたものである。
- 13) 牛肉が由来する牛は、以下の要件を満たす車両によって、農場からと畜場・輸送されたものであ
 - (i) 動物が脱走や落下しない構造
 - (ii) 動物が係留されている場所を目視確認できる
 - (iii) 動物の排泄物、屑及び飼料の落下が防がれている又は最小限になっている
 - (iv) 積み込み前に、当局が承認した消毒剤により、洗浄及び消毒され 直近3カ月以内に日本以外で飼養された牛と混合又は接触を防止されている。
- 14) 牛肉が由来する牛は、日本以外の国/地域/ゾーンを経由せず農場からご畜場へ輸送され、とさつ時 に衛生状態が低い動物と接触していない。
- 15) 牛肉はと畜場においてとさつ前及びとさつ時にEU法令の動物福祉関連規則に従って取り扱われた動物由来である。
- 16) 該当する場合に✔印を付すこと。
 - □ フードチェーン情報申告書にホスホマイシンの使用歴がない旨が申告されている。
 - テーノインフンドスはヘウエーデン向けに輸出する場合、規則第 853/2004 号の実施に関連する規則 1688/2005 号のサルモネラ属菌に関する特別保証が履行されている

署名	:
指名検査員氏名	:
所属及び役職	:
邦 道府県等	

2026年9月3日より 前にEU及びノル ウェーを通関する場 合、当該チェック欄 へのくは必須ではない

旨が申告されてることを確認し、

✓印を付して発行

新旧様式の取り扱いについて

・ 別紙様式6-1、別紙様式7-1及び別紙様式7-3の切り替えに移行期間を設け、本日から令和6年9月2日までは、 旧様式又は新様式のいずれであっても使用可能とすること。令和6年9月3日以降は、新様式のみを使用すること。 (令和6年3月4日付け健生発0304 第4号・5輸国第4559号「『農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程』の一部改正について」)

